

## お詫びと訂正

弊社刊行の『社会保障の手引 平成30年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます(2018年4月3日)。

346頁の表「生活福祉資金貸付条件等一覧」の「福祉資金」欄中、「福祉費」の下に「緊急小口資金」を加える。

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
福祉資金	福祉費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子	不要